府令・省令

○内閣府令第四号
経済産業省令第四号

貿易保険法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十九号）の施行に伴い、沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十六条第一項に規定する内閣府令・経済産業省令で定める金融機関等を定める命令を廃止する命令を次のように定める。

平成二十六年九月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三
経済産業大臣　小渕　優子

沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十六条第一項に規定する内閣府令・経済産業省令で定める金融機関等を定める命令を廃止する命令

沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十六条第一項に規定する内閣府令・経済産業省令で定める金融機関等を定める命令（平成二十四年内閣府令・経済産業省令第七号）は、廃止する。

附　則

この命令は、貿易保険法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年十月一日）から施行する。

省　令

○経済産業省令第五十号

貿易保険法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十九号）の施行に伴い、並びに貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）第二条第九項及び第十八項の規定に基づき、貿易保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年九月二十九日

経済産業大臣　小渕　優子

貿易保険法施行規則の一部を改正する省令

貿易保険法施行規則（平成十三年経済産業省令第百五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「法第二十三条第一項の」を削り、同条第二項中「同項の」を削り、同条を第七条とする。

第三条中「（平成十一年法律第百三号）」を削り、同条を第六条とし、第二条を第五条とする。

第一条中「貿易保険法（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条第一号中「法第十六条第一項第一号に規定する」及び「（以下「当該期間」という。）」を削り、同条第三号中「第十三条第二項に規定する」を「第十三条第二項各号の」に改め、同条を第四条とし、同条の前に次の三条を加える。

（定義）

第一条　この省令において、「海外投資」、「積立金」、「当該期間」又は「引受条件」とは、それぞれ貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号。以下「法」という。）第二条第十七項、第十六条第一項又は第二十三条第一項に規定する海外投資、積立金、当該期間又は引受条件をいう。

2　この省令において、「国庫納付金」とは、貿易保険法施行令（昭和二十八年政令第百四十一号）第二条第一項に規定する国庫納付金をいう。

3　この省令において、「子会社」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一　本邦法人又は本邦人が発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の五十以上に相当する数又は額の株式又は出資を有する他の本邦法人又は本邦人

二　次のイ又はロに該当し、かつ、役員の総数の二分の一以上を本邦法人又は本邦人の役員又は職員が占める他の本邦法人又は本邦人

イ　当該他の本邦法人又は本邦人の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の四十以上百分の五十未満に相当する数又は額の株式又は出資を当該本邦法人又は本邦人が有していること。

ロ　当該本邦法人又は本邦人の有する当該他の本邦法人又は本邦人の発行済株式の数、出資口数又は出資価額が、当該他の本邦法人又は本邦人の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の二十以上百分の四十未満であって、かつ、他のいずれか一の者が有する当該他の本邦法人又は本邦人の発行済株式の数、出資口数又は出資価額以上であること。

4　この省令において、「年度計画」とは、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十一条第一項に規定する年度計画をいう。

（出資外国法人等）

第二条　法第二条第九項の経済産業省令で定める外国法人又は外国人は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　発行済株式若しくは持分又はこれらに類似するもの（以下この条において「株式等」という。）の総数又は総額の百分の五十以上に相当する数又は額の株式等を本邦法人又は本邦人が有する外国法人又は外国人

二　次のイ又はロに該当し、かつ、役員その他これに相当する者（以下この条において「役員等」という。）の総数の二分の一以上を本邦法人又は本邦人の役員又は職員が占める外国法人又は外国人

イ　当該外国法人又は外国人の株式等の総数又は総額の百分の四十以上百分の五十未満に相当する数又は額の株式等を当該本邦法人又は本邦人が有していること。

ロ　当該本邦法人又は本邦人の有する当該外国法人又は外国人の株式等の数又は額が、当該外国法人又は外国人の株式等の総数又は総額の百分の二十以上百分の四十未満であって、かつ、他のいずれか一の者が有する当該外国法人又は外国人の株式等の数又は額以上であること。

三　株式等の総数又は総額の百分の五十以上に相当する数又は額の株式等を、子会社若しくは前二号に規定する外国法人若しくは外国人（以下この条において「子会社等」という。）又は子会社等及び当該本邦法人若しくは本邦人が有する外国法人又は外国人

四　次のイ又はロに該当し、かつ、役員等の総数の二分の一以上を、子会社等又は子会社等及び当該本邦法人若しくは本邦人の役員等又は職員が占める外国法人又は外国人

イ　当該外国法人又は外国人の株式等の総数又は総額の百分の四十以上百分の五十未満に相当する数又は額の株式等を、子会社等又は子会社等及び当該本邦法人若しくは本邦人が有していること。

ロ　子会社等又は子会社等及び当該本邦法人若しくは本邦人の有する当該外国法人又は外国人の株式等の数又は額が、当該外国法人又は外国人の株式等の総数又は総額の百分の四十以上百分の五十未満であって、かつ、他のいずれか一の者が有する当該外国法人又は外国人の株式等の数又は額以上であること。

五　本邦内で生産され、加工され又は集荷された貨物を一年以上継続して販売し、又は賃貸する外国法人又は外国人（本邦内で生産され、加工され又は集荷された貨物を販売し、又は賃貸する場合に限る。）

（対外取引の健全な発達を図るために特に必要な事業）

第三条　法第二条第十八項の経済産業省令で定める事業は、次の各号のいずれかに該当する事業として経済産業大臣が認めるものとする。

一　本邦法人又は本邦人が輸出する貨物を使用する事業であって、我が国の輸出市場の開拓又は確保に著しく寄与する事業

二　我が国にとって重要な資源の本邦外における開発及び取得の促進に資する事業

三　海外投資に係る事業であって、当該事業の促進が我が国の産業の国際競争力の維持又は向上に関する国の施策の推進を図るために特に必要な事業

附　則

この省令は、貿易保険法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年十月一日）から施行する。

○経済産業省令第五十一号

貿易保険法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十九号）の施行に伴い、貿易保険法の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

平成二十六年九月二十九日

経済産業大臣　小渕　優子